

第 30 回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

次 第

令和 4 年 4 月 26 日（火）
午後 2 時～
5 階 大応接室及び WEB

1 開 会

2 議 事

- （ 1 ）懲戒処分の状況について
- （ 2 ）任命権者別の重点取組の状況等について
- （ 3 ）令和 4 年度における重点取組について
- （ 4 ）その他

3 閉 会

大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム名簿

(令和 4 年 4 月 26 日)

	職 名	氏 名
委 員 長	市長	松 井 一 郎
副委員長	副市長	山 本 剛 史
委 員	東淀川区長	西 山 忠 邦
	住之江区長	末 村 祐 子
	総務局長	吉 村 公 秀
	総務局人事部長	高 井 俊 一
	政策企画室長	丸 尾 利 恵
	健康局長	新 谷 憲 一
	こども青少年局長	佐 藤 充 子
	環境局長	堀 井 久 司
	建設局長	渡 瀬 誠
	大阪港湾局長	丸 山 順 也
	水道局長	谷 川 友 彦
	教育長	多 田 勝 哉
	消防局長	小 西 一 功
事 務 局	総務局人事部人事課	

(順不同)

第30回 大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議

資 料

	ページ
1 懲戒処分の状況について	1
2 任命権者別の重点取組の状況等について	6
3 令和4年度における重点取組について	9
4 その他	10

1 懲戒処分について

<懲戒処分件数の推移>

市長部局、水道局、消防局、市会・委員会を対象

期 間	処分件数
H 2 9 . 4 ~ H 3 0 . 3	4 9 件
H 3 0 . 4 ~ H 3 1 . 3	7 3 件
H 3 1 . 4 ~ R 2 . 3	6 3 件
R 2 . 4 ~ R 3 . 3	6 8 件
R 3 . 4 ~ R 4 . 3	1 2 7 件 1

1 なお、うち64件が自肅要請下における職員の会食事案

事 案			件数計	所 属 別		職 種 別					
				市長部局等	学校園	1・3号			2号	消防 吏員	教員等
						課長 以上	課長 代理	係長			
一般服務 関 係	①	喫煙	4	1	3					1	3
	②	マイカー通勤	3	2	1			2			1
	③	個人情報関係	3		3						3
	④	不適正事務	1		1						1
	⑤	手当の不正受給	1		1						1
	⑥	虚偽の届出・虚偽の報告	2	1	1				1		1
	⑦	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	72	66	6	59		2	2	3	6
	⑧	教職員による児童生徒への非違行為	10		10						10
	⑨	ハラスメント	3	1	2			1			2
	⑩	収賄等	0		0						0
	⑪	管理監督責任	0		0						0
	⑫	その他	2		2						2
		合計	101	71	30	59	0	2	5	1	30
一般非行 関 係	⑬	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	5	3	2			1	1	1	2
	⑭	傷害・暴行・器物損壊	3	1	2				1	1	1
	⑮	横領・窃盗等	3	3				1	1	1	
	⑯	賭博	12	12					12		
	⑰	薬物・大麻の使用	0								
	⑱	その他	0								
		合計	23	19	4	0	0	1	2	3	3
交通法規 関 係	⑲	飲酒運転関係	2	2				1	1		
	⑳	交通法規違反 交通事故	1	1					1		
		合計	3	3	0	0	0	0	2	0	0
総 計			127	93	34	59	0	3	8	17	33

○令和3年度と令和2年度との事案別懲戒処分の比較

(単位:件数)

事 案			令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)			令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)			昨年度同時期 との比較 ①－②
			件数計 ①	所 属 別		件数計 ②	所 属 別		
				市長部局等	学校園		市長部局等	学校園	
一般服 務 関 係	①	喫煙	4	1	3	6	2	4	▲ 2
	②	マイカー通勤	3	2	1	1		1	2
	③	個人情報関係	3		3	1	1		2
	④	不適正事務	1		1	9	9		▲ 8
	⑤	手当の不正受給	1		1	1		1	0
	⑥	虚偽の届出・虚偽の報告	2	1	1	0			2
	⑦	職務専念義務違反 職務命令違反(事務懈怠等)	72	66	6	7	4	3	65
	⑧	教職員による児童生徒への非違行為	10		10	17		17	▲ 7
	⑨	ハラスメント	3	1	2	5	4	1	▲ 2
	⑩	収賄等	0		0	0			0
	⑪	管理監督責任	0		0	2	2		▲ 2
	⑫	その他	2		2	8	3	5	▲ 6
		合計	101	71	30	57	25	32	44
一般非行 関 係	⑬	わいせつ行為(のぞき、盗撮、痴漢等)	5	3	2	4	2	2	1
	⑭	傷害・暴行・器物損壊	3	1	2	3	2	1	0
	⑮	横領・窃盗等	3	3		2	1	1	1
	⑯	賭博	12	12		0			12
	⑰	薬物・大麻の使用	0			0			0
	⑱	その他	0			0			0
		合計	23	19	4	9	5	4	14
交通法規 関 係	⑲	飲酒運転関係	2	2		0			2
	⑳	交通法規違反 交通事故	1	1		2	2		▲ 1
		合計	3	3	0	2	2	0	1
総 計			127	93	34	68	32	36	59

令和3年度 懲戒処分傾向について

1．自肅要請下における職員の会食事案にかかる大量処分

市長部局等59件、学校園5件の懲戒処分を実施

2．私事上の非違行為事案の増加（市長部局）

1の会食事案を除き、約71%が私事上の非違行為

3．飲酒時の非違行為事案の増加（市長部局）

計7件の飲酒時の非違行為事案が発生

【参考】R2年度：3件、R元年度：5件（重点取組項目時）

4．公務上の非違行為事案が継続的に発生（学校園）

1の会食事案を除き、約79%が公務上の非違行為

【参考】R2年度：約86%

○ 今後の対策（案）

- ・ 服務研修の内容充実
- ・ 夏季、年末年始における綱紀保持の通知発出に加えて、毎月の懲戒処分事案周知の際に、適宜時節に応じた留意点を周知
- ・ 庁内ポータルの注目情報に掲載の処分事案を最新版に更新し周知（次の頁）

令和3年度の主な処分事例

・酒気帯び運転

懲戒免職

・飲酒後に、酒気帯びの状態です家用車を運転し、交通整理を行っていた警備員に衝突し負傷させた。

停職1年

・酒気を帯びた状態で普通自動二輪車を運転したとして、令和3年12月、罰金50万円の略式命令等を受けた。

・賭博

停職10日～2月

JRA(日本中央競馬会)に競走馬として登録される2歳馬を指名し、レースのグレードに応じて設定された金銭を賭け、当該レースに勝利した馬を指名した者が他の参加者の賭け金を受け取るという賭博を行った。(12名)

・セクシュアルハラスメント

減給1月

市民に対して、勤務時間外に食事に誘い飲食店で飲食後、自宅付近まで送る道中に頭を触る行為を行い、同市民に不快な思いをさせた。

・マイカー通勤

減給6月

認められていない自家用車による通勤を常例的に行った。

2 任命権者別の重点取組の状況等について

重点取組期間：令和３年４月～令和４年３月

重点取組事案

市長部局等 不適正事務

ハラスメント事案

学校園 教職員による児童生徒に対する非違行為（体罰・わいせつ行為等）
喫煙事案

< 任命権者別の重点取組項目の処分状況（令和３年４月～令和４年３月） >

任命権者	処分件数 全体	重点取組	重点取組
市長部局等	93件（32件）	0件（9件）	1件（4件）
学校園	34件（36件）	10件（17件）	3件（4件）
合計	127件		

（ ）内は前年度同時期の件数

○ 重点取組等にかかる取組内容

取組期間：令和３年４月～令和４年３月までの間

【市長部局等】

- 服務研修資料に重点取組事案の事例検討等を追加し、さらなる充実を図った。
 - ・ 服務研修（課長・課長代理級）（１０月～１２月実施）
 - ・ 服務研修（係長級以下）（同上）
 - ・ 中堅職員研修（１１月実施）
 - ・ 新任業務主任研修（１２月実施）
- 特にハラスメント防止に関する通知を発出したほか、夏季、年末年始の時期に重点取組事案を盛り込んだ綱紀保持の徹底についての通知を発出し、繰り返し啓発活動を行った。

【 学校園 】

○ 服務研修で重点取組項目の周知

- ・ 校園長服務研修
- ・ 教職員服務・コンプライアンス研修
- ・ 教頭昇任予定者研修
- ・ 新任指導教諭研修 など

○ 服務監察だよりの発行（５回）

- ・ 令和３年５月 服務規律刷新ＰＴ会議の報告、
服務規律確保に向けた重点取組
- ・ 令和３年１０月 「体罰・暴力行為等」について など

○ 毎月定例で行う懲戒処分公表の際に学校園へ通知を発出し、 事案の再発防止に努めた。

○ 事務局職員による学校園への巡回監察（１１２箇所）

- ・ 新任校園長の在籍する学校園 など

○ 夏季、年末年始の時期に通知を発出し、繰り返し 注意喚起を行い、 綱紀保持の徹底を図るとともに、啓発活動を行った。

3 令和4年度における重点取組について

・任命権者別で取組むべき事案

- ・市長部局等における「ハラスメント事案」、学校園における「教職員による児童生徒に対する非違行為」については、引き続き、その発生の防止に向けて重点的に取組むこととする。
- ・また、市長部局等においては、「不適正事務」に代えて、令和3年度に処分事案が増加した「飲酒時の非違行為」、学校園においては「喫煙事案」に代えて、**重大事案が継続的に発生している「ハラスメント事案」**の発生の防止に向けて重点的に取組むこととする。

・重点取組期間:令和4年4月～令和5年3月

任命権者	重点的に取り組む事案
市長部局	・ 飲酒時の非違行為 ・ ハラスメント事案
学校園	・ 教職員による児童生徒に対する非違行為（体罰・わいせつ行為等） ・ ハラスメント事案

4 その他

○ 部下職員服務指導監督要領の改訂について

- ・ 平成22年 7 月策定、平成24年 6 月改訂版を運用してきた。
- ・ 前回改訂から約10年を迎えるため、内容を一部見直し改訂する。
主な改訂ポイント
 - ・ 各種規定、制度について最新版に更新するとともに、リンク先の明記等により、制度詳細の参照を容易にする。
 - ・ 直近の懲戒処分事例を盛り込み、確認や指導のポイントについて現在の職場実態を踏まえてアップデートを行う。

○ 利害関係者との飲食にかかる届出について

- ・ 職員が自らの飲食代など実費を負担する飲食は、大阪市職員倫理規則が禁止する「供応接待」には当たらない。
- ・ ただし、利害関係者と職員との一定の関係性をもとに生じる非違行為の発生抑止、及び透明性確保の観点から、一定金額（1万円）を超える実費負担による飲食の場合、事前に届け出る制度を導入する。